

子ども・子育て支援納付金の概要について

1. 国民健康保険料に子ども・子育て支援納付金が追加されます

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)の施行に伴い、令和8年度から子ども・子育て支援納付金の納付義務が課されます。

2. 子ども・子育て支援金制度について

子ども・子育て支援金制度は、社会全体で子育て世帯を支えるという、新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

この支援金の使い途は、子ども・子育て支援法で、次の6つの子育て支援の取組に充てるものとされています。

- ①児童手当
- ②妊娠のための支援給付
- ③子ども誰でも通園制度
- ④出生後休業支援給付
- ⑤育児時短就業
- ⑥国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置

3. 想定される子ども・子育て支援納付金の徴収額

子ども・子育て支援納付金の徴収額は、こども家庭庁の試算によると、医療保険加入者一人当たりの平均月額は、次の表のとおりです。令和8年度から令和10年度までは段階的に上がり、令和10年度以降も継続して徴収するものです。

令和8年度の各世帯の徴収額は、令和7年中の所得に応じて決定し、令和8年6月に世帯主宛に送付する納入通知書でお知らせします。

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (②)
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (①)	
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円
被用者保険	300円 〔参考〕被保険者一人当たり 450円	400円 〔参考〕被保険者一人当たり 600円	500円 〔参考〕被保険者一人当たり 800円	10,800円 〔参考〕被保険者一人当たり 17,900円
協会けんぽ	250円 〔参考〕被保険者一人当たり 400円	350円 〔参考〕被保険者一人当たり 550円	450円 〔参考〕被保険者一人当たり 700円	10,200円 〔参考〕被保険者一人当たり 16,300円
健保組合	300円 〔参考〕被保険者一人当たり 500円	400円 〔参考〕被保険者一人当たり 700円	500円 〔参考〕被保険者一人当たり 850円	11,300円 〔参考〕被保険者一人当たり 19,300円
共済組合	350円 〔参考〕被保険者一人当たり 550円	450円 〔参考〕被保険者一人当たり 750円	600円 〔参考〕被保険者一人当たり 950円	11,800円 〔参考〕被保険者一人当たり 21,500円
国民健康保険 (市町村国保)	250円 〔参考〕一世帯当たり 350円	300円 〔参考〕一世帯当たり 450円	400円 〔参考〕一世帯当たり 600円	7,400円 〔参考〕一世帯当たり 11,300円
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円

令和6年7月「子ども・子育て支援金制度に係る全国高齢者医療・国民健康保険主管課(部)長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議」資料から抜粋

子ども・子育て支援納付金は、こども(18歳未満)からは、被保険者均等割を徴収しません。この分の必要な額は、全ての18歳以上の被保険者に按分して徴収することとなります。

また、国民健康保険においては、低所得者に対する軽減措置や支援金額に賦課限度額が設けられます。

4. 国民健康保険条例の一部改正にかかる意見募集の内容

国民健康保険条例の一部改正に関して、子ども・子育て支援納付金徴収に関する市に裁量がある事項である次の3点について、ご意見を伺います。

【① 保険料の比率】

現在の医療分・後期高齢者支援分・介護分に加え、被保険者から保険料として徴収する子ども・子育て支援納付金分の所得割、均等割、平等割の比率については、医療分等と同様に、条例第12条の14で所得割:均等割:平等割の比率を55:30:15となるように規定します。

区分	応能割	応益割	
医療分 医療給付に充てるもの			
後期高齢者支援金分 後期高齢者の支援金等に充てるもの	所得割 (55) 加入者の所得に応じて計算	均等割 (30) 加入者数に応じて計算	平等割 (15) 1世帯につき計算
介護分 介護給付に充てるもの(40歳以上65歳未満の被保険者のみ負担)			
子ども・子育て支援納付金分 【追加】 子どもや子育て世代の支援金等に充てるもの	所得割(55)	均等割(30)	平等割(15) ()内の数字は比率

【② 賦課限度額】

子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額は、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第5項第10号で示されますが、条例では、医療分等と同様に、条例第12条の15でこの政令で定められる額と規定します。

なお、現時点で具体的な金額は示されていませんが、遅くとも令和8年3月中には示される見込みです。

【③ 低所得者の保険料の減額(軽減割合)】

低所得世帯に対する子ども・子育て支援納付金分の均等割、平等割の軽減割合は、医療分等と同様に、同じ割合で、条例第16条の2第5項でそれぞれ「10分の7、10分の5、10分の2」と規定します。

なお、18歳未満の被保険者均等割を按分して徴収される18歳以上の被保険者均等割額についても、軽減の対象となります。